熊谷市建設部維持課

熊谷市道路反射鏡設置基準

第１章 総 則

１－１ 基準の目的

本基準は、熊谷市域のうち公道（国道、県道、熊谷市道）と熊谷市道との交差点又は、湾曲部及び屈曲部などにおいて、対向車の安全確認が困難な場合に、安全確認の補助施設として道路反射鏡（カーブミラー）を設置する場合の基準を定めるものであり、道路反射鏡の設置に関する必要事項等を定め、もって交通の安全に資することを目的とする。

１－２ 適用の範囲

本基準は次の条件のもとで道路反射鏡を設置する場合に適用する。

(ｲ) 対向車の安全確認を補助する為の道路反射鏡であること。

(ﾛ) 道路交通法を遵守した車両を確認する為の道路反射鏡であること。

(ﾊ) 徐行や一時停止など、車両が最大限の安全対策を行っても対向車の安全確認が困難な箇所に設置する道路反射鏡であること。

第２章設置基準

道路反射鏡は、次の基準をすべて満たす場合に設置することができる。

２－１ 共通基準

(ｲ) 道路を利用するにあたり、道路反射鏡の設置が対向車の安全確認に有効であり、道路の通行における危険防止が認められること。

(ﾛ) 湾曲部又は屈曲部において、減速しても対向車の安全確認が困難と認められたもの。

(ﾊ) 信号機が設置されていない交差点において、対向車の安全確認が困難と認められる状況であること。

(ﾆ) 交差点部では、従道路から主道路へ出る際の安全確認が困難と認められる状況であること。

(ﾎ) 主道路に中央線がある場合は、従道路の進行方向右側の安全確認が困難と認められる状況であること。

(ﾍ) 主道路に歩道がある場合は、一時停止箇所より見通し線まで徐行した状態で安全確認が困難と認められる状況であること。

(ﾄ) 道路反射鏡設置により、自動車や歩行者、自転車の安全な通行が確保されること。

(ﾁ) 道路反射鏡設置後に、樹木剪定などの維持管理が必要とならない設置場所が確保できること。

(ﾘ) 設置にあたって、地元自治会長など近隣住民の代表者の承諾があること。

(ヌ) 設置箇所に隣接する土地所有者の同意があること。ただし、私有地へ設置する場合はこの限りではない。

(ル) 私有地内に設置する場合は、当該土地所有者の承諾があること。

２－２ 熊谷市道に設置する場合

⑴ 通り抜け道路の場合

(イ) ２－１の要件を満たしていること。

(ロ) 熊谷市道が交差する公道及び一部私道（不特定多数の市民が利用する道）が通り抜けできる道路であること。別添設置基準参考図のとおり(①熊谷市道から公道、②公道をつなぐ私道)。

⑵ 行き止まり道路の場合

(イ) ２－１の要件を満たしていること。

(ロ) その路線を利用する居住世帯が２世帯以上であること。別添設置基準参考図のとおり(③熊谷市道(行き止まり)から公道)。

２－３ 国道及び県道に設置する場合

(イ) ２－１の要件を満たしていること。

(ロ) 大宮国道事務所又は埼玉県熊谷県土整備事務所から占用許可が受けられること。

２－４ その他

市長が特に必要と認めたもの。

第３章提出書類

要望を受け付ける際には、まず申請者から別紙様式１の「道路反射鏡設置要望申請書」の提出を受ける。その後現地調査を行い、設置基準を満たしていることを確認し、設置場所が決定した場合には、別紙様式１に加え、別紙様式２「同意書」（道路上に設置する場合）もしくは別紙様式３「土地使用承諾書」（私有地に設置する場合）の提出をもって要望を受け付ける。

第４章基準適用日

この基準は、令和２年２月１日より適用する。

別添設置基準参考図

① 熊谷市道から公道

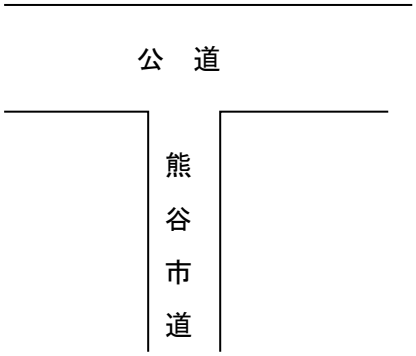

②公道をつなぐ私道

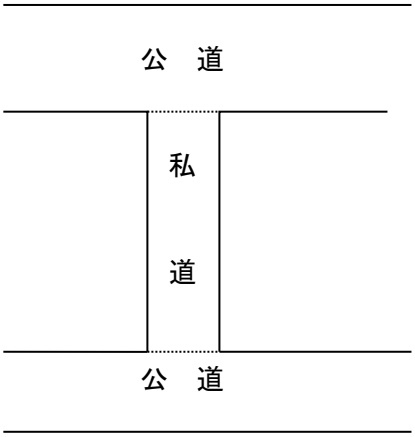

② 熊谷市道（行き止まり）から公道

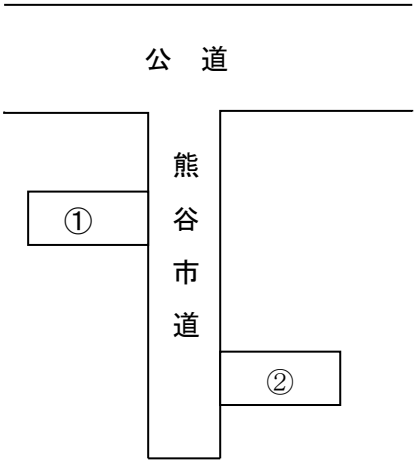

※居住世帯が２世帯以上

様式１

道路反射鏡設置要望申請書

令和　　年　　月　　日

熊　谷　市　長　　あて

申 請 者

住　　所　熊谷市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

要　望　場　所	熊谷市　　番地 **※必ず進行方向と見通しの悪い方向を矢印で示した位置図を添付してください**
設置希望箇所	１．車道（道路区分　　市道　・　県道　・　国道　） ２．歩道（道路区分　　市道　・　県道　・　国道　） ３．電柱・ＮＴＴ柱（建柱場所　　道路上　・　私有地内　） ４．私有地内（電柱・ＮＴＴ柱以外） ５．既存道路反射鏡に増設（設置場所　　道路上　・　私有地内　） **※1 現地確認の結果により、希望箇所とは異なる位置に設置することがあります** **※2 どの位置に設置すればよいかわからない場合には空欄で構いません**
見通しの悪い方向	１．交差点に向かって　　右側　・　左側　・　両側 ２．カーブ

●地元自治会長の承諾　　自治会名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（近隣住民の代表者でも可）　　住所　熊谷市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

自治会長氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

〇添付書類：位置図

様式２

同　意　書

熊　谷　市　長　あて

次の土地の隣接地において、道路反射鏡を設置することに同意します。

１　場　　所	熊谷市		番地
２　構造物の種類等	道路反射鏡		基

令和　　年　　月　　日

住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

※維持課使用欄

様式３

土　地　使　用　承　諾　書

熊　谷　市　長　あて

道路反射鏡設置のため、次の土地を使用することを承諾します。

１	場　　所	熊谷市	番地
２	埋設物の種類等	道路反射鏡	基
３	土 地 使 用 料	無償	
４	使　用　期　間	道路反射鏡が必要なくなるまでの間	
５	貸借物件の返還時の条件	使用期間が満了したとき、又は申し出により道路反射鏡を撤去するときは、市の費用で現状に復旧し返還すること。	

令和　　年　　月　　日

土地所有者

住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

※維持課使用欄